

広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中で、原油価格の高騰、電気料金の値上げ等の影響により事業活動を縮小せざるを得ない中小企業者及び小規模企業者に対し、緊急的支援を行うため、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに關し、広陵町補助金交付規則（平成13年6月広陵町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 小中企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人をいう。
- (2) 小規模企業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第1項に規定する小規模企業者又は同条第2項に規定する小企業者であって、町内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (3) 燃料費 中小企業者及び小規模企業者が事業活動に供する重油、ガソリン、軽油、灯油、都市ガス又はLPGガスに係る経費をいう。
- (4) 電気料金 中小企業者及び小規模企業者が事業活動に供する電気に係る経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業者及び小規模企業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 町税等町に支払うべき債務を滞納していないこと。
- (2) 町内において、事業を継続する意思があること。
- (3) 令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年の同じ月と比較して1万円以上増加していることが認められること。
- (4) 直近の法人税の確定申告又は所得税の確定申告若しくは住民税申告を行っていること。
- (5) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む者でないこと。
- (7) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体でないこと。
- (9) 店舗等の営業に関連する関係法令を遵守していること。
- (10) 燃料費又は電気料金において、国、県等の公的補助金等を受けていないこと。
- (11) 暴力団（広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、

暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団、暴力団員若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる額とする。

2 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金交付要件確認書（第2号様式）
- (2) 別表第2に掲げる書類の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査した上、補助金の交付の可否を決定し、広陵町中小企業・小規模企業等エネルギー支援補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 町長は、前条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) その他町長が適当でないと認めたとき。
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。
(失効に伴う経過措置)
- 3 第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助金の額
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して15万円以上増加している場合	15万円
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して15万円未満、10万円以上増加している場合	10万円
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して10万円未満、8万円以上増加している場合	8万円
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して8万円未満、5万円以上増加している場合	5万円
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して5万円未満、2万円以上増加している場合	2万円
令和4年4月から同年9月までの任意の月の燃料費及び電気料金の合計額が、前年同月と比較して2万円未満、1万円以上増加している場合	1万円

別表第2（第5条関係）

法人の場合	個人事業主・フリーランスの場合
履歴事項全部証明書	本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）

直近の事業年度分の法人税確定申告書	令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書又は住民税申告書
直近の事業年度分の法人概況説明書	令和3年分の所得税青色申告決算書又は収支内訳書
補助金振込口座確認書類	補助金振込口座確認書類
燃料費及び電気料金の領収書 ※取引状況証明書類として通帳の写しを添付する場合は、請求書でも可	燃料費及び電気料金の領収書 ※取引状況証明書類として通帳の写しを添付する場合は、請求書でも可
取引状況証明書類（通帳、経理簿等）※領収書に対応するもの全て	取引状況証明書類（通帳、経理簿等）※領収書に対応するもの全て